

奈良県告示第四百二十号

奈良県特定非営利活動法人関係書類閲覧規程（平成十年十一月奈良県告示第四百二十号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

第二条及び第五条第二号中「奈良県文化・教育・くらし創造部青少年・社会活動推進課」を「奈良県地域創造部県民くらし課」に改める。